

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次 ページ

告 示

○土地改良区の役員の住所変更の届出..... (農業支援課)	9
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業施設管理課)	9
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	9
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	9
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	10
○森林法による通知に代える公示..... (治山課)	10
道教育庁胆振教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	11

告 示

北海道告示第741号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、清水町土地改良区から、次のとおり役員の住所変更の届出があった。

平成18年9月5日

北海道知事 高橋 はるみ

理事・氏名	住 所
監事の別	変 更 前 変 更 後
理事 五十嵐 順一	上川郡清水町南3条12丁目3番地 上川郡清水町北2条6丁目11番地9

北海道告示第742号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、道営土地改良(光栄南地区経営体育成基盤整備(区画整理、農業用排水))事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成18年9月6日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをするこ

とができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成18年9月5日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第743号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定による通知があった。

平成18年9月5日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所
沙流郡平取町本町38の9地先(国有林。次の図に示す部分に限る。)、114の6地先・38の9・114の4から114の7まで(以上1筆地先5筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び平取町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第744号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定による通知があった。

平成18年9月5日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 久遠郡せたな町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

- (3) 解除の理由 道路用地とするため
 - 2(1) 解除予定保安林の所在場所 樺戸郡新十津川町字トップ2の1(次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
 - (3) 解除の理由 用排水路用地とするため
 - 3(1) 解除予定保安林の所在場所 樺戸郡新十津川町字トップ2の3(次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - (3) 解除の理由 用排水路用地とするため
 - 4(1) 解除予定保安林の所在場所 釧路郡釧路町中央十丁目9の2・10の2・字別保原野南二十四線59の15(以上3筆国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 霧害の防備
 - (3) 解除の理由 道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第745号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成18年9月5日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 中川郡中川町(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
中川町(次の図に示す部分に限る。)
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 上川郡下川町・中川郡音威子府村(以上1町1村について次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 - 3(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 天塩郡遠別町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、遠別町(次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
遠別町(次の図に示す部分に限る。)
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第746号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を南富良野町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成18年農林水産省告示第1154号のとおりである。

平成18年9月5日

北海道知事 高橋 はるみ

- 所在が不明な者
- 空知郡南富良野町字幾寅257所在の森林について所有権を有する 谷口 和 男
- 空知郡南富良野町字下金山1258の2、1268、1911所在の森林について所有権を有する

道教育庁胆振教育局告示

北海道教育庁胆振教育局告示第12号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成18年9月5日

北海道教育庁胆振教育局長 羽山博人

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) パーソナルコンピュータの賃貸借(1月当たりの単価) 一式 126台
- (2) パーソナルコンピュータの賃貸借(1月当たりの単価) 一式 42台

2 落札を決定した日

平成18年8月3日

3 落札者の氏名及び住所

- (1)ア 氏名 NECリース株式会社
イ 住所 東京都港区芝5丁目29番地11号
- (2)ア 氏名 NTTファイナンス株式会社
イ 住所 東京都港区芝浦1丁目2番1号

4 落札金額

- (1) 793,800円
- (2) 229,425円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成18年6月20日付け北海道教育庁胆振教育局告示第7号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道教育庁胆振教育局企画総務課
- (2) 所在地 室蘭市幸町9番11号

